

審査請求書

2019年7月3日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

1 審査請求人

住所 〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28

氏名 遠藤保男 (74歳)

他 112 人

押
印

別表を付します。

2 審査請求に係る処分

長崎県収用委員会が2019年5月21日付をもってなした、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る土地収用明渡裁決

3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

2019年6月 3日

4 審査請求の趣旨

長崎県収用委員会が2019年5月21日付をもってなした、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る土地収用明渡裁決を取消す旨の決定を求める。

5 審査請求の理由

別紙のとおり。

6 処分庁の教示の有無及びその内容

裁決書に、「この正本の送達を受けた日の翌日から起算して30日以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができる」との記載あり。

7 審査請求の年月日

2019年7月3日

8 意見陳述 希望する。 希望しない。

連名提出者の意向は、別添の連名提出者名簿に記す。

意見陳述希望者全員は、この事件が事業現地住民の将来にかかわることなので、相互の意見陳述の共有、長崎県収用委員会が拒否した「事業認定問題点の解明」を図り、審査庁国土交通大臣が石木ダム問題の本質について理解を深めることを目的とし、起業者を交えた、審査庁同席のもとでの公開討論を現地で開催することを求める。

9 添付書類

- ◇ 連名提出者名簿 事業地内居住地権者とその関係者
- ◇ 連名提出者名簿 事業地内共有地地権者
- ◇ *1 「091013 石木ダムの事業認定について 市長発言」
- ◇ *2 「091013 石木ダムの事業認定について 知事発言」
- ◇ *3 長崎県知事との覚書
- ◇ *4 川棚町長との覚書

【別紙】審査請求の理由

目次

内容

1. はじめに	3
2. 2019年5月21日になされた石木ダム事業地に関する収用・明渡裁決が不当であることを明らかにする。裁決書の問題箇所。	4
3. 「(1) 事業認定処分が無効となる場合を除いて、一旦、有効に成立した事業認定処分は事業認定の効力が否定されるまでは適法なものとして扱われることから、事業認定の効力が否定されていない以上は事業認定処分が違法であることを理由として裁決申請の却下を求めることはできない。」について	4
◎ 反論 事業認定の効力を否定しないのは起業者と国の責任	4
1) 事業認定の効力否定とは	4
○ 小括	7
2) 土地収用法を適用して完遂させた利水付きダムの現実	10
① 苫田ダム 中国地方整備局	10
② 徳山ダム 水資源機構	12
③ 新内海ダム（内海ダム再開発）	15
○ 小括	16
4. 「(2)本事業に係る国土交通省九州地方整備局長の事業認定処分について、その処分が無効となるような重大かつ明白な瑕疵は認められない。」について。	17
1) 上記文言の法的根拠について	17
◎ 反論	17
1) 収用委員会公開審理では「収用委員会は事業認定の中身については扱わない」としていた。	17
2) 「その処分（事業認定告示）が無効となるような重大かつ明白な瑕疵は認められない」といえるのか？	18
5. 石木ダム事業認定の重大かつ明白な瑕疵 これ以降は追って送付します。	18
1) 「石木ダム事業によって失われる利益」を見ていない。	18
① 事業地在住民が存在している事実の無視	18
② 受益予定者とされている住民が被る不利益の無視	18
2) 「石木ダム事業によって得られる利益」はすべてが事実誤認 申立者らが指摘している事実をことごとく無視	18
① 佐世保市民が石木ダムを必要としているのか？	18
② 川棚川下流域の治水に石木ダムは有効なのか？	18
③ 石木ダムがなければ、流水の正常な機能は維持されている。	18
6. まとめ	19

1. はじめに

本件石木ダム建設事業は、その事業目的である「治水」「利水」のいずれの面においても全く合理的な理由・根拠がないばかりか、不利益しかもたらさない。もたらされる具体的な不利益は地権者の置かれている状況によって異なる。とりわけ事業地で何代にも亘って生活している13世帯居住者は、この収用明渡裁決が実行されると、生活の場を失うことになる。その事業目的である「治水」「利水」のいずれもが全く合理的な理由・根拠がない本件石木ダム建設事業によって、13世帯50有余人が生活の場を強制収用されることになるが、ダム建設事業においてこのような愚行・蛮行、人権侵害がなされたことは、わが国には例を見ない。

13世帯居住者はもちろん、共有地権者は、石木ダム事業は明らかに不要な事業であるから、事業地住民13世帯の生活の場をこのような無駄なダムの為に奪い取ることを看過することはできない。

私たちは人権尊重を基本に据えた平和憲法を共有し尊重している。しかしながら、行政権力により、このような人権侵害が日本国の法の下でなされることは、私たちの存在そのものが権力の思うがままにされてしまうことにつながる。それはまさに、私たちの存在の否定である。

長崎県は事業認定申請を出す際に、「反対派地権者との話し合いを促進するため」とその理由・目的を内外に明らかにしている*1*2。13世帯の皆さんをはじめとした地権者、関係人と支援者は、事業認定処分後も「石木ダムは不要と考えている。県は「必要」としている。そうである以上、双方ゼロからの話し合いを持とう」と起業者に働きかけを続けたが、起業者は「事業認定は国がしたこと。起業者としては補償に関することのみ話し合いに応じる。」との対応に終始し、現在に至っている。「反対派地権者との話し合いを促進するため」としての事業認定申請であったのだから、「話し合い」＝「補償のみに関する話し合い」すら今日に至ってもできていない以上、『地権者との話し合い促進』を目的に事業認定申請したが、起業者としては、事業認定は国がしたことであるから、『石木ダムの必要性についてゼロからの話し合い』には応ずることができず、『補償のみに関する話し合い』を求めたが受け入れられなかった。事業認定申請の目的を達することができないと判断し、石木ダム事業を断念する。」と起業者が撤退するのが道理というものである。

長崎県はこれまでに、“事業認定申請を出せば事業認定が下りる。事業認定が下りれば地権者に「これ以上反対を貫くと、損をするだけだぞ。収用委員会の裁決が出る前に補償金を受け取るのが得策」、「補償条件についてシッカリ話し合おう」と説得することで、土地収用法を適用したすべてのケースで了解を得てきた。”という実績がある。ちなみに、「長崎県には、石木ダム以外に収用裁決まで進んだ例がない」と長崎県収用委員会事務局担当者が語っている。石木ダムのケースは起業者長崎県・佐世保市の完全な「読み違い＝想定外の現実」なのである。それも、起業者が「事業認定は国がしたこと」と居直っている以上、起業者にお墨付きを与えた誰かが、「再考せよ！」と起業者に促すしかこの問題の解決策はない。

長崎県収用委員会が2019年5月21日付をもってなした、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路路替工事に係る収用・明渡裁決は、「起業者が撤退すべき」道理を起業者に告げることなく裁決されたものであり、私たちはこれを認めることはできない。よって、「この裁決を取消す」旨の決定を審査庁に求める。

*1 「091013 石木ダムの事業認定について 市長発言」

*2 「091013 石木ダムの事業認定について 知事発言

2. 2019年5月21日になされた石木ダム事業地に関する収用・明渡裁決が不当であることを明らかにする。裁決書の問題箇所。

○ 裁決書 一理由-第2「裁決申請却下の申立てについて」における

(1) 事業認定処分が無効となる場合を除いて、一旦、有効に成立した事業認定処分は事業認定の効力が否定されるまでは適法なものとして扱われることから、事業認定の効力が否定されていない以上は事業認定処分が違法であることを理由として裁決申請の却下を求めることはできない。

(2) 本事業に係る国土交通省九州地方整備局長の事業認定処分について、その処分が無効となるような重大かつ明白な瑕疵は認められない。

(3) また、当委員会に提出された裁決申請書及び明渡裁決申立書並びに当委員会の審理の結果等においても法第47条の要件に該当するような事実は認められない。

3. 「(1) 事業認定処分が無効となる場合を除いて、一旦、有効に成立した事業認定処分は事業認定の効力が否定されるまでは適法なものとして扱われることから、事業認定の効力が否定されていない以上は事業認定処分が違法であることを理由として裁決申請の却下を求めることはできない。」について

◎ 反論 事業認定の効力を否定しないのは起業者と国の責任

1) 事業認定の効力否定とは

裁決書では「事業認定の効力が否定されていない以上は事業認定処分が違法であることを理由として裁決申請の却下を求めることはできない。」と言うが、「事業認定の効力が否定される」とは具体的にはどのような事態を言うのであろうか？

おそらく、①事業認定対象事業が終了したとき、何らかの要因で事業の一部もしくはすべてが消滅したとき、何らかの要因で中止になったとき、②審査請求で「事業認定取消」と裁決されたとき、③事業認定取消訴訟で「事業認定取消」判決が確定したとき であろう。①は起業者の判断によるものであり、②は国土交通省関係の行政不服審査請求を取り扱う審査庁としての国土交通大臣の判断であり、③は司法による判断である。

①については、川辺川ダム建設事業が土地改良事業取消訴訟で原告勝訴が確定した結果、川辺川ダム建設事業の利水目的が喪失してしまい、国土交通省九州地方整備局が収用委員会からの「収用明渡裁決申請の取下げ」勧告を受け入れての「裁決申請取下げ」となった。事業認定対象事業の喪失が取り下げの理由であった。この時の収用委員会会長は、「取下げ勧告を受け入れないのであれば、収用・明渡裁決申請を却下する」と国土交通省に公開審理の場で通告していた。国土交通省は熊本県収用委員会から却下されるよりも「取下げ」を選択したのである。

石木ダムの場合に敷衍する。確かに2019年5月21日段階では、①事業認定取消訴訟では棄却判決が出されたが、現在は控訴審中で「事業認定取消判決」が確定している状況ではないので、事業（の一部）が消滅したことを理由とした取下げ勧告を出す状況にない、②事業認定取消を求める審査請求に対する裁決は出されていない、③事業認定取消訴訟は「事業認定取消」判決が確定していない、など、川辺川ダム事件とは条件がまったく異なっている。しかしながら収用委員会が事実をつぶさに見

ていて、起業者に再考を促す必要性があるとの認識を持ち合わせていたならば、「取下げ勧告」もしくは「裁決の期は熟していない。話し合いを持って自主解決を図りなさい」という勧告はあり得たのではないか。収用委員会にそれを求めるのは、結果として、収用委員会がこの事業認定事件の行政側の最終手続き判断者（強制収用を是とする判断）という機能を果たしているからである。

繰り返しになるが、現在の「13世帯住居も含めたすべての物件と憲法で保障されている諸権利は、財産権のみの補償で足りる」と人権侵害を無視して事業認定申請を提出したことが、起業者の完全な「読み違い=想定外の現実」なのである。それにもかかわらず、起業者がみずから「強制収用への道を選択したことは読み違いであった」として撤回することができない状況にある。事業認定処分・収用明渡裁決の最終責任者として、長崎県に対して、「収用・明渡裁決申請の取下げ」を勧告することを強く求める。

②については、2013年10月に提出した行政不服審査法に基づく「石木ダム事業認定取消」を求める審査請求への裁決が未だになされていない現実がある。収用明渡裁決請求の原因となる行為が事業認定告示である。13世帯地権者とその関係人、共有地権者は事業認定取消を求める行政不服審査法に基づく審査請求書を2013年10月7日に提出している。しかしながら審査庁である国土交通大臣からの裁決書は、提出から6年近く経過している今日においても審査請求者に届いていない。審査庁国土交通大臣が裁決を下すうえで公害等調整委員会に求めた意見照会に対する回答書は2019年1月16日付で出された。「土地収用法による審査請求に対する意見について（回答）」（公調委事第2号-4平成31年1月16日）である。

その回答書に記された「意見」を下に引用する。

意見

下記1(2)ア(イ)②d及び1(2)エ(ア)に係る審査請求人の主張については調査検討の上結論を出すべきであるが、その余の審査請求人の主張には理由がないものとする。

つまり、国土交通大臣が裁決を下す前に「下記1(2)ア(イ)②d及び1(2)エ(ア)に係る審査請求人の主張については調査検討の上結論を出すべきである」とする意見が付されている。

「下記1(2)ア(イ)②d及び1(2)エ(ア)」を公害等調整委員会回答から引用して下に記す。

回答書 22 ページ

② 対象降雨の選定

d 1(2)ア(イ)② d について【検証用データの不存在】

資料によれば、川棚川流域では、雨量観測所や水位観測所が整備され、貯留関数法を用いるのに十分なデータが蓄積されているとする具体的なデータは含まれておらず、貯留関数法モデルの諸データを保管していないため数値の科学的合理性が担保されていないとする審査請求人の主張の当否を判断することができない。

したがって、審査庁においては、基本高水量の算出に係る処分庁の主張の合理性につき、処分庁の主張立証を調査検討の上結論を出すべきである。

回答書 30 ページ

工 失われる利益

(ア) 被収用者への影響(1(2)エ (ア))

前記のとおり、本件事業によって得られるべき公共の利益を基礎づける治水に関する資料を検討しても、審査請求人の1(2)ア(イ)②dの主張の当否を判断することができないから、本件事業によって得られるべき公共の利益と失われる利益である被収用者への影響との比較衡量をすることができない。

したがって、この点に関する審査請求人の1(2)エ(ア)の主張の当否を判断することができないため、審査庁は、この点についても処分庁の主張立証を調査検討の上結論を出すべきである

=====

「貯留関数法を用いるのに十分な具体的なデータを明記したうえで、審査庁としての裁決をくだしなさい」という意味である。公害等調整委員会からこの条件付き回答を送付されてから5か月経過している現在においても、審査庁国土交通大臣からの裁決書は出されていない。今回の審査請求書提出にあたり、仕方なく、審査庁である国土交通大臣の直轄部署「土地収用管理室」に「公害等調整委員会からの回答書が出されてから5か月以上経過しているが、回答書で指摘されたことはどの様に扱われたのか」と問い合わせた。その答えは「何分にも公害等調整委員会から意見付きの回答をいただいたのは初めてのことなので、時間がかかっています。」であった。今しばらく、2013年10月7日に提出した意見書への裁決は下されないのである。

この公害等調整委員会が付した意見をまとめると、「貯留関数法を用いるのに十分な具体的なデータが明記されていないので、治水目的の当否が判断できない。治水目的の事業によって得られる公共の利益と失われる利益との比較について、公害等調整委員会として判断できない」という指摘である。「石木ダム事業による得られる利益と失われる利益との比較について、公害等調整委員会として判断できない」というのであるから、極めて重い指摘である。審査庁である国土交通大臣が「事業によって得られる利益と失われる利益との比較について、公害等調整委員会として判断できない」という状況に対応できないと、「石木ダム事業によって得られる利益と失われる利益との比較ができない」という事実が確定してしまう。それは「石木ダム事業認定取消」という裁決を出すべきであることを意味する。

このような状態では事業認定処分が国土交通大臣又は裁判所によって取り消される可能性すらある。そうであれば、この状況を顧みることなく今回の収用・明渡裁決を看過することは許されない。

少なくとも、審査庁国土交通大臣は、「2013年10月7日に提出した審査請求への裁決が下るまでは、今回の収用・明渡裁決の執行停止すべし」との裁決を早急に下す必要がある。

③については、①事業認定取消訴訟で「事業認定取消」判決が確定するには時間がかかり、その時には、石木ダム事業は完成してしまう、ということであり、②ダム事業を実施する、あるいはこれに

参画するという行政側の判断は、裁量権の範囲を逸脱濫用するものではない、とする判決があまりにもまかり通っている現実である。

①事業認定取消訴訟をはじめ、公金支払差止訴訟、工事差止訴訟においても、係争中でもダム事業は執行されている。いわゆる執行不停止の原則である。判例としては、二風谷ダム事業認定取消訴訟で事業認定取消判決であったが、ダムは完成していたので、ダムを取壊しての原状復帰は命じていない。

②の「裁量権の範囲」判決は日常茶飯事になっている。訴訟において、原告側の丹念な調査に基づく主張を裁判所は直視することなく、いわゆる手続論だけで判断して判決としている。「水需要予測が過大であり、その原因は予測に用いた手法が間違えていることにある。」という原告からの指摘に対して、起業者は「水需要予測は余裕を持たせるものであり、実績を上回るのは当然のことである。現時点で予測と実績の乖離はあるとしても、短期間では水需要の再予測は必要としない」と主張する。判決では被告・起業者の主張を全面採用して、「水需要予測が裁量権を逸脱しているとは言えない。」との判決を下す。原告が事実に基づく根拠を示して説明しても、裁判所は見向きもしない。治水も同様、「治水目標流量の設定が過大で違法」という原告の科学的根拠に基づく主張に対して、裁判所は見向きもしない。すべてを、「裁量権の逸脱とは言えない」で片づけてしまうのである。

このように、どこの裁判所も同じような判決をください。何故なのか？ 一つは、水需要予測、治水目標流量設定ともに、違法と判断する基準が定められていないことであろう。「水需要予測値を実績値との乖離が〇〇%を超えた時は再予測が必要」とか、「治水目標値を設定するときは過去最大流量の〇〇%以内」という判断基準が設定されていない。二つは、「余裕があるに越したことはない」、という感性であろう。これは、「公共事業はすべて、①少なくともその事業地の人間を含めた生き物の存在を許さない、②それに要した費用は後世にも負担を強いる」という事実に向けることで修正が可能であろう。三つは、司法権による行政権監視機能の放棄である。行政裁量が何をもちたしてきたのか、何をもちたらずのか、をきちっと見据えた行政監視機能を司法は持つ。

行政裁量の司法的統制の判断基準に関してこれまで積み重ねられた判例理論を適正に適用することなく、行政追認型の判決を繰り返すだけでは行政に対する監視機能は働かず、多くの人に不幸をもたらすのである。

ちなみに、利水目的を持つダム建設事業で土地収用法が適用された事業はそのすべてが、反対派地権者と支援者が指摘していた通りの水余り現象に陥っていて、その事後処理に汲々としている。苦田ダム（中国地方建設局 岡山県内）、徳山ダム（水資源開発公団 岐阜県内）、内海ダム再開発（香川県 小豆島町内）は利水目的を持つダムで、事業開始当初から過大予測を指摘して地権者（共有地権者を含む）が土地の提供を拒んでいたが、起業者は土地収用法を適用した。国は反対派地権者と支援者からの異論を無視して事業認定を告示した。苦田ダムは収用・明渡裁決前に任意賠償となったが、徳山ダムと新内海ダム事業は補償金受け取り拒否、事業認定取消訴訟提起、同訴訟敗訴確定 という経過を経ている。これら3事例についての現状については次項に記す。

○ 小括

- ・ ①、②の現実を百も承知している起業者は、異論に耳を傾けることなく事業を進めてしまう。

- ・ 起業者は、あたかも、「文句があるなら裁判所に訴えればよい。受けて立ってやる」と言わんばかりの対応＝問答無用の対応しかしない。
- ・ 仕方なく、反対派地権者と支援者は訴訟を提起する。
- ・ 裁判所は争点が治水であれ、利水であれ、起業者側の手続きが一見それらのマニュアルに沿っていることだけを見て、原告が指摘している内容については、「一概に被告の判断が違法とは言えない。」「裁量の範囲を逸脱しているとは言えない」として、原告敗訴判決。
- ・ すなわち、起業者は、地権者とその支援者からの異論に耳を貸すことをしなくても、土地収用法を適用することで、目的＝ダム事業完遂 を手にすることができるのが、日本の現状なのである。このことをスキームとして下に示す。

- この現状をしっかりと直視して、2019年5月21日付の長崎県収用委員会採決の取消裁決を下すことが、審査庁の本来の役割と私たちは認識している。

2) 土地収用法を適用して完遂させた利水付きダムの現実

① 苦田ダム 中国地方整備局

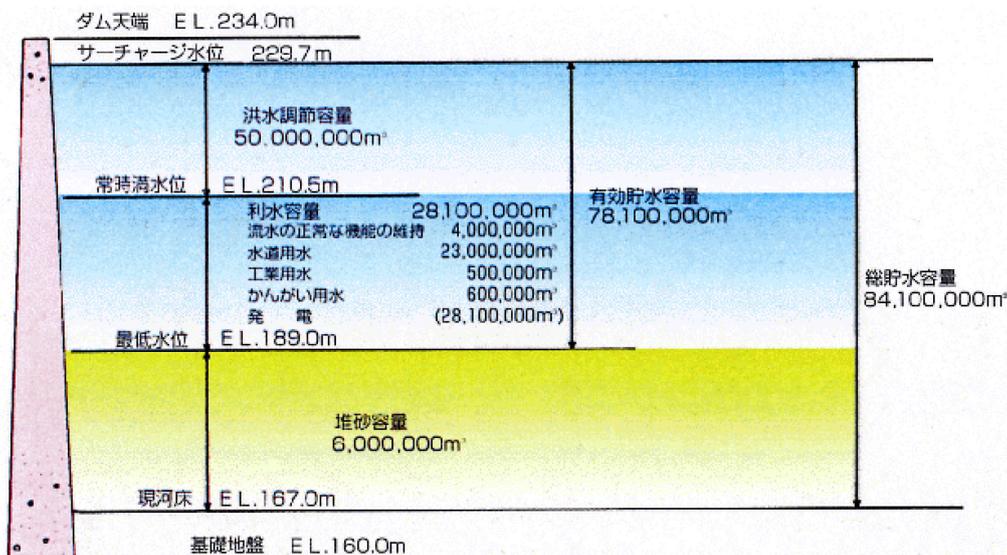
供用開始 2005年4月1日

土地収用法適用

➤ 目的と貯水池容量配分

「岡山県苦田ダムのあらし」より

- 都市用水（水道用水と工業用水）用としての利水容量を2,350万m³確保している。



- 岡山県南

西部への最大40万m³/日の上水道用水供給、吉井川沿岸の約243haの農地への灌漑用水補給、吉井川下流の工場への日量8500m³/日の工業用水供給を予定。

- 水道用40万m³/日は、岡山県広域水道企業団が確保したもの。
- 1993年7月26日 岡山県広域水道企業団 吉井川系構成団体へ供給を開始
- 2005年4月1日 苦田ダム供用開始

➤ 現在の状況

建設当時から「水需要拡大を見込んだ過大予測、苦田ダム不要」との異論を無視して土地収用法を適用して完成させたが、**水需要は指摘されていた通りに低迷**。

実質未使用分の水利権水量をほかに転用するにも、苦田ダムに水源を確保している岡山県広域水道企業団は投資分を埋め合わせるに足りる金額を条件にせざるを得ないことから、転用策もとん挫している。

その実態を山陽新聞が報じている。以下、表を含めて引用する。

苦田ダムの水道用水の使用状況(日量)

	受水権水量	実際の使用水量
岡山市	169,350	43,700
津山市	35,580	7,989
備前市	5,000	0
瀬戸内市	13,000	2,077
赤磐市	35,350	11,685
和気町	7,000	1,015
鏡野町	5,000	1,824
勝央町	12,630	5,070
奈義町	4,210	2,297
久米南町	3,000	942
美咲町	5,120	3,652
岡山県	104,760	0
計	400,000	80,251

【注】単位は立方メートル。使用水量は2013年度実績、一部に他ダムの水を含む

- 山陽新聞 2015年(平成27年) 4月26日 抜粋

10年を経て、最も大きな課題となっているのが「水余り」だ。苫田ダムが供給可能な水道用水は日量40万m³。岡山県広域水道企業団が市町に卸売りする仕組みだが、5市6町に供給が決まっているのは40万m³/日のうち約29万5千m³/日にとどまる。

残る約10万5千m³/日は県が「調整水量」として、将来の水需要の増加に備え確保。水を買うであろう自治体が支払うダム建設負担金を立て替えており、14年度までの累計で119億円に上る。

県生活衛生課は「調整水量は県全体の貴重な水源であり、将来の安定供給に必要。各自治体の浄水施設は多くが更新時期を迎えており、企業団からの受水に切り替えてもらえるよう努めている」とする。

各市町への供給が決まっている水量にしても、13年度に**実際に使われたのは8万m³/日にすぎない**。受水権水量の25%しか使わなかった岡山市は「市民の節水意識の高まりのほか、洗濯機など節水型機器が普及し、需要は大きく伸びていない」（水道局）という。

苫田ダムの基本計画が決まり、利水容量の大枠が固まったのは1981年。根拠の一つとされたのが、**吉井川流域の給水人口が20年間で1.47倍に増えるとの推計**だ。だが、既に県内は少子高齢化時代に突入、**県人口の伸びは1.06倍にとどまった**。

02年度策定の県水道整備基本構想で**1日平均438%**(10年度)と予想した**県民1人当たりの水需要も、実際は364%**にとどまった。目標年度の**25年度は511%**に増え、需給バランスが取れると予測した構想には、過大な見積もりとの批判がつかまとう。

➤ **さまよう対応策 「利水容量一部を治水容量に転用」策**

苫田ダムに確保された利水目的分の容量が有効に使われていないこと、それが岡山県広域水道企業団の財政負担につながっていることから、「**余ってしまった利水容量を治水分に転用**」が検討されている。しかし、岡山県広域水道企業団の財政負担を解消するには、その転用の条件の折合が難しい。**国からの提案に岡山県広域水道企業団は、応じかねると応答**したことを山陽新聞が報じた。「**それでは採算が合わない**」が本音である。

・ 山陽新聞 2017年(平成29年) 3月30日 より

<http://www.sanyonews.jp/article/509980/1/>

一苫田ダムの治水転用「対応困難」 県広域水道企業団 国打診断の方針一

苫田ダム(岡山県鏡野町)の利水容量を保有する岡山県広域水道企業団(県と関係17市町で構成)は30日、岡山市内で開いた運営協議会で、利水容量の一部を治水転用するため買い取りを打診している国に対し、「現時点では対応は困難」として断る方針を決めた。国側の提示価格が低いことなどが理由という。

同企業団は31日にも国土交通省中国地方整備局に文書で回答する。ただ、国側から再度の転用依頼があった場合は再検討するとの内容も盛り込む。

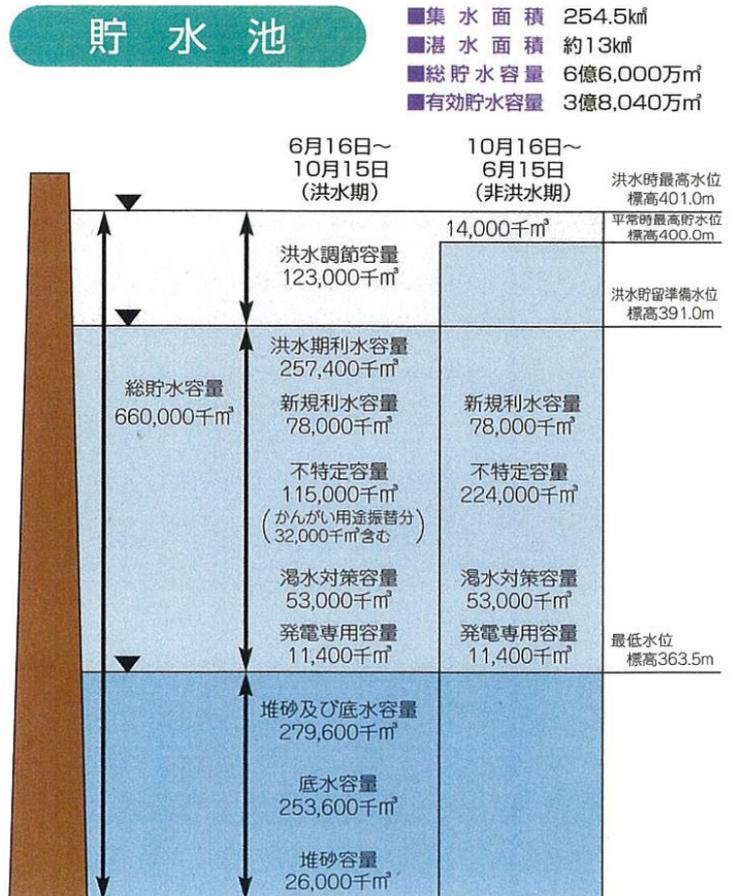
苫田ダムの利水容量は日量約40万m³。このうち10.5万m³/日は買い手が付かず、県が調整水量として引き受けている。

同整備局は2015年8月、**洪水調整に活用するため、11.7万m³/日を約5億円で買い取ると打診**。県と関係市町で協議を重ねていたが、**約5億円で売却すると同企業団に約84億円の帳簿上の差損が生じる**ことなどから、「国の買い取り価格が資産価格に見合わず、将来の企業団

経営に悪影響を与える」「異常渇水が起きた場合に対応できるのか」といった慎重意見が出ていた。

➤ **結論**

苦田ダム完成後は反対派が主張していた通り、水需要が伸びることはなかった。今後とも人口減少で伸びる見込みなし。苦田ダムは不要であった。



②

徳山ダム 水資源機構

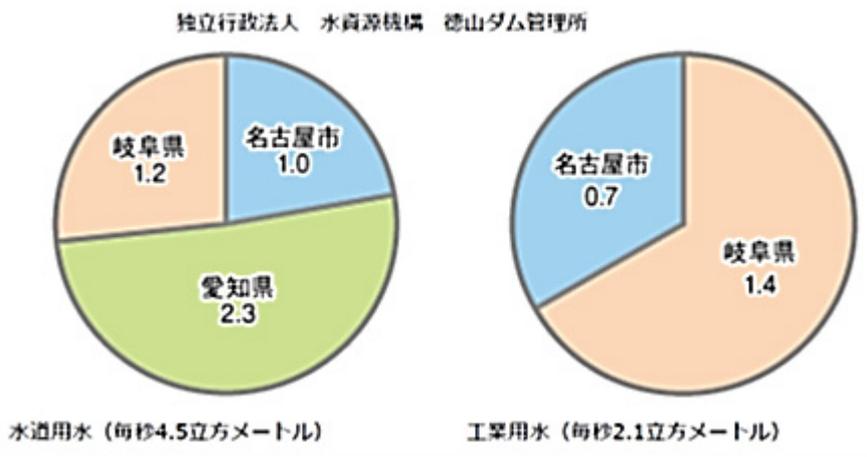
供与開始 2008年

土地収用法適用 (地権者は共有地権者のみ)

取消訴訟原告敗訴。

➤ **目的と貯水池容量配分**

「徳山ダムパンフレット 揖斐の防人 濃尾の水瓶 徳山ダム」より都市用水(水道用水と工業用水)用としての利水容量を7800万m³確保している。水利権者については、下記の図表に整理する。



水道用水 4.5m ³ /秒	名古屋市 1.0	愛知県 2.3	岐阜県 1.2
工業用水 2.1m ³ /秒	岐阜県 1.4	名古屋市 0.7	

➤ **現在の状況**

建設に同意・使用権を確保した自治体は、使用先がないまま、建設負担金を水資源機構に支払い続けている。

- ・ 上記割当ての利水分の使用に関しては、2008年度の供与開始から現在に至るまで、使用先がない。そのため、使用权を確保した自治体は、使用の当てがないままに建設負担金を水資源機構に支払い続けている。
 - ・ 利水分建設負担金 約 1500 億円（元利合計＝945+600）
- 2008年度 愛知県 19 億円、岐阜県 23 億円、名古屋市 120 億円（工業用水一括支払を含む）

マスコミ報道

○朝日新聞記事

徳山ダム利水、2 県 1 市の建設負担金 1 5 0 0 億円に

2008 年 03 月 30 日 17 時 48 分

<http://www.asahi.com/national/update/0330/NGY200803300002.html>

徳山ダム完成に伴い、08年度から本格的に始まる愛知、岐阜両県と名古屋市の水資源機構に対する利水分の建設負担金が、総額 1 5 0 0 億円前後にのぼることが分かった。ダムができて当面は取水設備もなく収入が増えない中、水道会計に重い負担を強いられそうだ。

概算で 3 3 5 1 億円とされる事業費のうち、利水分は 9 4 5 億円。ただしこれは元本で、7 3 年以來の建設段階で機構が立て替えてきた利息、今後 2 3 年程度の支払い期間中の利息の合計約 6 0 0 億円を加えたのが、自治体負担だ。

事業費値上げの際などに 2 度ダムの計画を見直し、水利権は半分以下に減らしているが、権利に応じて払う利水負担はなお重い。

ダム事業費のうち治水、発電分は国や県などが毎年支払っている。利水は通常、建設段階の負担を減らすためダム完成後、自治体が水を売って払う仕組み。だが徳山ダムは水余りに直面しており、一部は濁水対策や水源変更などで使う予定はあるというものの、当面は取水設備もなく収入はゼロ。各県市は負担純増となる。

08年度の支払い予定額は、愛知県 1 9 億円、岐阜県 2 3 億円、名古屋市 1 2 0 億円。同市は今後の利息を減らすため工業用水分は一括払う。その原資の大半は上水道会計から借りる。岐阜県は工水、上水ともに一般会計で払う。

愛知県や名古屋市は、95年の長良川河口堰（かこうぜき）完成後、負担金支払いなどがかさみ、料金を上げた。今回は経営努力などでカバーし、値上げはしないとしている。

予定の建設期間が終わる今年度末までの総事業費は 7 月ごろほぼ確定する。ただ、ダムの試験たん水が順調に進まず 4 月以降も続く見通しのため、事業費や各県市の負担額の最終確定は 0 9 年度にずれ込むとみられる。

岐阜・徳山ダム：本格運用 課題山積のまま - 毎日 jp(毎日新聞) 2008/05/07

<http://mainichi.jp/chubu/news/20080505ddq041040006000c.html>

いりゃあせ名古屋 岐阜・徳山ダム：本格運用 課題山積のまま

徳山ダム（岐阜県揖斐川町）は5日午前1時40分、本格運用へ移行する基準となる貯水位391メートルにまで下がった。4日には、ダム湖そばで旧村民らがコンサートを開き、沈んだ村をしのいだ。約1500人の故郷を奪った徳山ダムだが、現段階で利水の見込みはなく、愛知、岐阜、三重3県と名古屋市は苦しい財政の中、巨額の事業費負担を続けなければならないなど、問題をはらんでいる。

徳山ダムの本格運用で岐阜、愛知県と名古屋市が得る水量は每秒6.6トン（岐阜2.6トン、愛知2.3トン、名古屋1.7トン）。当初計画の15トンから大幅に下方修正された。高度成長時代の計画は、社会構造の変化などから「水余り」を生んだ。

人口増が進む流域最大の名古屋市で過去10年の水道の給水量を比較すると、97年度の約3億1913万トン（約224万人）に対し、07年度は約2億9677万トン（約234万人）。工業用水も96年度の約2732万トンから06年度には約2387万トンと、ともに減少した。愛知県でも傾向は同じだ。名古屋市水道計画課では徳山ダムの水について「上水は渇水対策、工水も水質向上のために必要」と強調する。

一方、岐阜県では、簡易水道から上水道への切り替えが進んだことから水道水の給水量は微増。しかし、流域の西濃地区の自治体は揖斐川に取水口を設置していない。同地区の地下水利用対策協議会（178社）によると、使用する工水はほぼ地下水で、1日平均使用量は約24万トンと01年以降ほぼ横ばい。同協議会の担当者は「地下水はきれいで水温が一定。半導体の洗浄などを行う西濃地区の企業に不可欠で、ダムや川の水には替えられないのでは」と話す。

岐阜大の富樫幸一教授（経済地理学）は「渇水対策が強調されているが、過去には農業用を融通してもらってしのげた。長良川河口堰（ぜき）の水も余っている。ダムを造るより、水系で取水の仕組みを作り直すことが重要だった」と指摘している。【石原聖】

◇地元負担2000億円―利水分、約20億円ずつ23年間

ダムの総事業費は85年には2540億円と見込まれたが、環境対策などを理由に03年に960億円増額され、最終的には3350億円になる見通し。

国負担分1733億円と、発電事業を担当する中部電力、Jパワー（電源開発、東京）の負担分490億円を除いた、東海3県1市の負担額は、利子を含めると総額2000億円を超える。負担は治水分と利水分に分けられており、東海3県（名古屋市はなし）の治水分の負担額は計581億円で、11年度までに支払い終える予定。

特に問題になるのが利水分の負担額だ。愛知、岐阜両県と名古屋市（三重県はな

し）は、負担額計約1500億円の支払いに水を売って得た利用料を充てる方針だが、取水設備すらない現状では収入が見込めない。今年度から2030年度までの23年間、▽岐阜23億円▽愛知20億円▽名古屋18億円（21年度以降11億円）を毎年、支払うことになっているが、「一般会計から出さざるをえない」（岐阜県河川課）と担当者は頭14を抱える。

また、ダムの水を木曾川や長良川に流し、愛知県や名古屋市が利用できるような導水路を建設する計画もある。事業費は890億円で、3県1市の負担はさらに480億円増える。現在、導水路の建設場所確定に向けた調査が進められ、国土交通省中部地方整備局は15年度の完成を目指しているが、市民団体から「ダム湖の水は水温が低く、生態系に影響が出る」との批判が出て、中部地整は長良川では支流に放流する案も検討している。【稲垣衆史】

➤ **ダムの使用率を高めるための策**

- 中部地方整備局河川部と水資源機構中部支社は、2008年から「徳山ダムの弾力的な運用を考える意見交換会」を設置し、徳山ダムに溜めこまれた水の活用法を模索している。今は不特定容量分を消化するために、環境保全策と称して河川維持用水量を規定値より増やした放流を試みている。しかし、「水温低下等の悪影響」もあり、多角的な検討を必要としている。詳しくは「第6回徳山ダムの弾力的な運用を考える意見交換会」を参照されたい。
<https://www.water.go.jp/chubu/tokuyama/reservoir/pdf/dai6kaiikenkoukankai.pdf>
- 不特定容量分を利用できる地域、都市用水分を取水できる地域を増やすことを目的とした木曾川水系連絡導水路事業を進めようとしている。しかし、「必要性がない、受水する河川水域の環境を悪化させる。中止せよ！」の声で事業は進んでいない。

➤ **結論**

- 徳山ダム完成後は反対派が主張していた通り、水需要が伸びることはなかった。今後とも人口減少で伸びる見込みナシ。徳山ダムは不要であった。

③ **新内海ダム（内海ダム再開発）**

供用開始 2013年？ 試験湛水完了は2017年3月

土地収用法適用。取消訴訟原告敗訴。

➤ **目的と貯水池容量配**

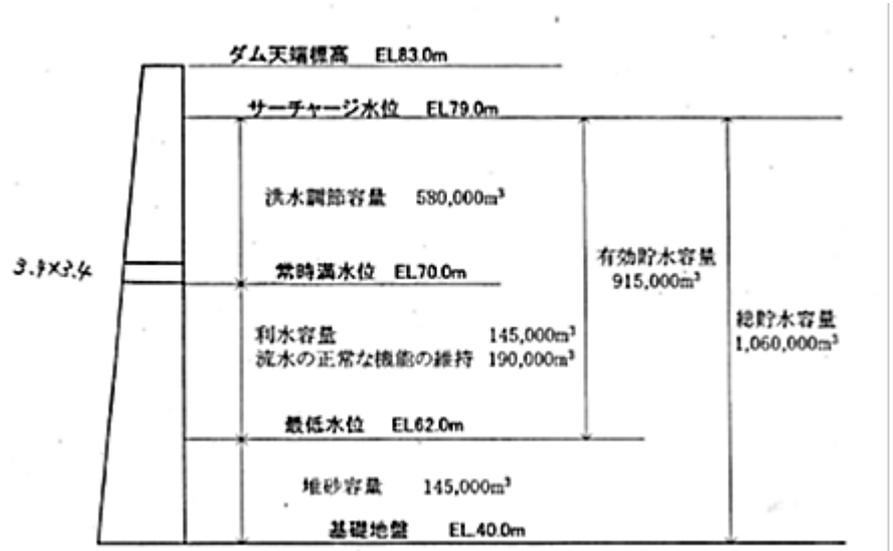
分貯水池

右図

- 小豆島町水道事業基本計画（小豆島町水道ビジョン）平成20年7月 小豆島町水道課

かんがい期に取水できないため池等の不安定水源に依存してい

るため、安定水源の確保に努めます。（現在の内海ダム取水量 1,000m³/日を 2,000m³/日に増量します。）



・ 小豆島町水道事業基本計画（小豆島町水道ビジョン）取水計画一覧表

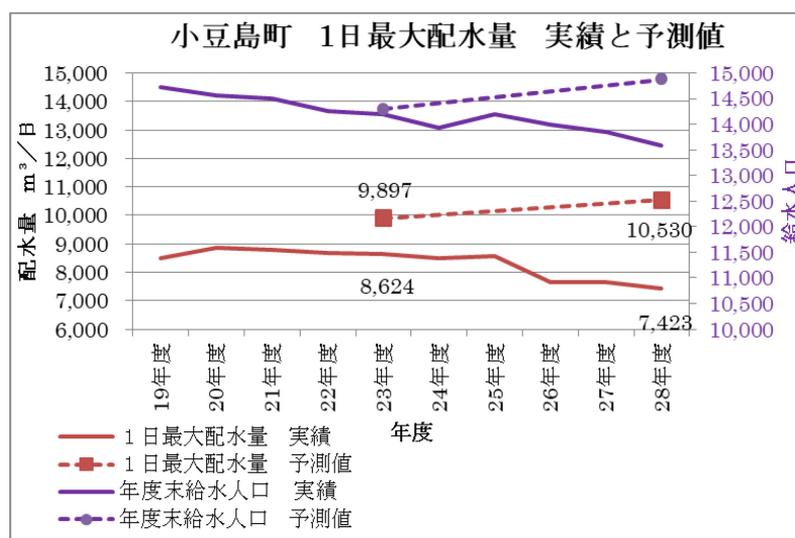
水源名		区分	H18 年度計 画取水量	H28 年度計 画取水量	現在の位置づけ
内海ダム		ダム水	1,000	2,000	
粟地ダム		ダム水	600	600	
吉田川砂防		河川水	1,300	1,300	
三五郎池		貯留水	600	200	予備
猪谷池		貯留水	710	150	
用水供給 (受水)	殿川ダム	浄水	2,480	2,480	
	粟地ダム	浄水	930	930	
	吉田ダム	浄水	2,721	2,721	
合計			10,561	10,031	予備を含むと、10,381
当浜川（当浜簡水）		河川水		107	経営統合
吉田川砂防（福田簡水）		河川水		200	
吉田ダム（吉田簡水）		ダム水		250	
湯船湧水（中山簡水）		湧水		211	
合計				11,149	

➤ 現在の状況 下記グラフ参照願います。

- ・ 簡易水道統合などを理由に給水人口増加（紫点線）を見込んでいたが、実績は減少。
- ・ 1日最大給水量も増加を見込んでいたが、実績は減少。内海ダムからの計画取水量は1,000m³/日で十分間に合っている。

➤ 結論

- ・ 新内海ダムへの新規水利権確保は、反対派地権者の主張通り、不要であった。



○ 小括

- ・ 利水目的ダム建設事業の中で、事業地地権者と支援者たちが当該事業は不要であることを科学的調査に基づいて主張し、土地等の提供を拒んだ結果、起業者が土地収用法を適用して完遂させたダム事業はそのすべてが、反対していた人たちが言っていた通りの状況、すなわち、水余り状況に陥っていることを紹介した。その建設費の負担軽減に向けて四苦八苦しているのが現実なのである。

- ・ 土地収用法を適用した事業がすべて、水余り状況に陥っているのは何故だろうか？
- ・ 少なくとも①現在土地収用法を適用している起業者としての長崎県と佐世保市、②問題だらけの事業認定申請を却下せずに事業認定を告示した九州地方整備局、および、第三者機関として意見を具申された国土交通省社会資本審議会公共用地分科会、③「本事業に係る国土交通省九州地方整備局長の事業認定処分について、その処分が無効となるような重大かつ明白な瑕疵は認められない」として収用明渡裁決を下した長崎県収用委員会はこの疑問に答える必要がある。
- ・ そのうえで、石木ダムは上記3ダム事例とは違って水余りに汲々となるような事態にはならないとするのであれば、その理由を具体的に示す必要がある。

*注 ここで治水目的を持つダムに関して触れないのは、治水目標としての生起確率を100年以上とっているため、現段階で現実と対照することが難しいからである。

4. 「(2)本事業に係る国土交通省九州地方整備局長の事業認定処分について、その処分が無効となるような重大かつ明白な瑕疵は認められない。」について。

1) 上記文言の法的根拠について

➤ 長崎県収用委員会への問合せ

6月6日、「土地収用法何条を受けての文言か？このような判断をする権限が収用委員会に課せられているのであれば、その法的根拠を教えてください。」と収用委員会事務局に問い合わせた。対応された職員は長崎県土木部用地課収用班の方であった。

回答

「通説・判例上は重大かつ明白な瑕疵のある行政処分は無効とされていることから、事業認定にこのような無効原因たる瑕疵があるときは、他の行政機関といえども事業認定の効力を否定するくらいことができ、少なくともこのような瑕疵が存在するか否かについては、収用委員会は審査権を有していると考えられる。」

◎ 反論

1) 収用委員会公開審理では「収用委員会は事業認定の中身については扱わない」としていた。

- ・ 地権者とその支援者から見れば、事業認定処分は考慮すべきところを考慮せず、考慮してはならないことを考慮したものである。このことを収用委員会の場において検証することを求めたが、収用委員会は、「収用委員会は事業認定の中身については扱わないことになっている」と拒否した。
- ・ 収用委員会がその進行において地権者たちに適用したルールは土地収用法第63条第3項である。

=====

第六十三条

3 起業者、土地所有者及び関係人は、事業の認定に対する不服に関する事項その他の事項であつて、収用委員会の審理と関係がないものを前二項の規定による意見書に記載し、又は収用委員会の審理と関係がない事項について口頭で意見を述べるできない。

・ =====

- ・ 事業認定の内容の検証を拒否した長崎県収用委員会が、「その処分が無効となるような重大かつ明白な瑕疵は認められない。」と判断しているのは、まさに私たち申立者が提起してきた問題を見聞きしたことがないからに違いない。念のために記した、次項「5. 石木ダム事業認定の重大かつ明白な瑕疵」をしっかりと見られたい。

2) 「その処分（事業認定告示）が無効となるような重大かつ明白な瑕疵は認められない」といえるのか？

- ・ 地権者とその支援者から見れば、事実誤認に満ちた上に、事業認定処分は考慮すべきところを考慮せず、考慮してはならないことを考慮したものである。
- ・ 以下、その事例をあげる。
- ・ 審査庁は、これらの事例が「重大かつ明白な瑕疵とは認められない」とするのであれば、これらの事例について、一つ一つその理由を具体的に記されたい。

5. 石木ダム事業認定の重大かつ明白な瑕疵 これ以降は追って送付します。

1) 「石木ダム事業によって失われる利益」を見ていない。

- ① 事業地在住民が生活している事実の無視
- ② 「知事との覚書^{*3}」、「川棚町長との覚書^{*4}」無視
- ③ 受益予定者とされている住民が被る不利益の無視

2) 「石木ダム事業によって得られる利益」はすべてが事実無根申立者らが指摘している事実をことごとく無視

① 佐世保市民が石木ダムを必要としているのか？

- 「石木ダムが必要」としている佐世保市民団体の実態
- 石木ダム事業継続だけを目的とした水需要予測
- 慣行水利権のゼロ評価は佐世保市民への裏切り行為
- およそ 45 年前からの石木ダムへの水源開発を見直さない佐世保市は、13 世帯に犠牲を強いだけでなく、佐世保市民に無駄な負担を強いている

② 川棚川下流域の治水に石木ダムは有効なのか？

- 「川棚川下流域の治水に石木ダム」の費用対効果は 0.18
- およそ 45 年前からの治水方針を見直さない長崎県は、13 世帯に犠牲を強いだけでなく、長崎県民に無駄な負担を強いている

③ 石木ダムがなければ、流水の正常な機能は維持されている。

石木ダムの建設目的には川棚川の「流水の正常な機能の維持」もあって、そのためにダム計画の貯水容量の中に 74 万 m³の容量が確保されている。川棚川の山道橋の正常流量（1～3 月 0.09 m³/秒、4～12 月 0.12 m³/秒）を維持するために必要とされているものである。しかし、山道橋の観測流量（取水後の流量）を調べてみると、この正常流量を下回ることはないから、「流水の正常な機能の維持」の目的は意味がないものである。

石木ダムにこの目的を付けて放流しないと、石木ダムによって、石木川から川棚川への流入が制限されてしまい、山道橋の流量が正常流量を下回ってしまうことが生じうるからである。

石木ダムがなければ、山道橋より下流は「流水の正常な機能の維持」ができているのである。

6. まとめ